

中土佐町地域福祉計画 かわら版

「安心して誰もが地域で自分らしく暮らすことのできるまち」

令和 2 年 3 月発行

地域福祉計画（中間見直し）を行いました

中土佐町では、「安心して誰もが地域で自分らしく暮らすことのできるまち」を目指し、平成 29 年 3 月「中土佐町第 2 期地域福祉計画（平成 29～令和 3 年度）」を策定しました。

計画を着実に実行していくために、毎年「地域福祉計画推進会議」を開催し、計画の進捗管理を行っています。今年度は、計画期間の中間年（3 年目）に当たることから「策定委員会」を開催し、評価及び計画の改正を行いました。



「成年後見制度利用促進計画」を追加/各取り組み充実へ



日頃の活動を発表する地域福祉活動推進員のみなさん
(2/14 地域福祉活動同窓会・大野見保健福祉センター)

小木曾委員長が町長へ答申

令和元年 11 月 22 日に「第 1 回中土佐町地域福祉計画策定委員会」を開催し、第 2 期の取り組みについて、これまで取り組んできた上半期分 2 年半の評価報告を行い、新たに「成年後見制度利用促進計画」を追加する改定案が委員会に諮問されました。

3 月に予定していた第 2 回会議は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、書面での審議を諮りました。結果、改定案は全員一致で承認され、3 月 18 日小木曾委員長から「中土佐町らしい豊かな『地域共生社会』づくりを一層進められることを望みます」との言葉とともに町長へ答申書が手渡されました。

また、今年度も地域福祉活動推進委員による「地域福祉活動同窓会」が開かれ、地域アクションプランの取り組みを互いに学びあい交流するなど、充実した活動が広がっています。次年度以降は「地域福祉計画推進会議」にて計画の下半期進捗管理を行います。

(⇒裏面へ)

中土佐町地域福祉計画策定委員（敬称略）

	団体名		地区	氏名
1	日本福祉大学 福祉社会開発研究所	助教	全体	小木曾 早苗
2	久礼地域ふくし活動推進委員会	代表	久礼	山本 新一
3	久礼地域ふくし活動推進委員会	代表	久礼	倉口 雅子
4	大野見地域ふくし活動推進委員会	代表	大野見	下元 和恵
5	大野見地域ふくし活動推進委員会	代表	大野見	正岡 淳一
6	矢井賀・上ノ加江地域ふくし活動推進委員会	代表	上ノ加江	瀧田 和昭
7	矢井賀・上ノ加江地域ふくし活動推進委員会	代表	上ノ加江	木村 和世
8	矢井賀・上ノ加江地域ふくし活動推進委員会	代表	矢井賀	辰ノ 早知
9	矢井賀・上ノ加江地域ふくし活動推進委員会	代表	矢井賀	三宮 安子
10	中土佐町商工会青年部	部長	久礼	岩本 貴志
11	自主防災組織連絡協議会	会長	大野見	高橋 雄造
12	須崎福祉保健所	地域支援室 室長	全体	山下 泉恵
13	中土佐町教育委員会	教育長	大野見	岡村 光幸
14	中土佐町総務課	課長	上ノ加江	平田 政人

成年後見制度利用促進計画より（抜粋）

■中土佐町における成年後見制度の取り組み

中土佐町では、第1期地域福祉計画の段階から権利擁護支援体制づくりに取り組んできましたが、第2期地域福祉計画でも権利擁護支援の充実を推進方策の一つに示し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

権利擁護を充実させ、判断能力が不十分な人の日々の暮らしを社会全体で支えあうことは高齢化社会における喫緊の課題であり、かつ地域共生社会の実現に資すると考えられます。

●成年後見制度●

成年後見制度とは、認知症や知的障害その他の精神上的の障害などで、判断能力が不十分であり、法律行為における意思決定が困難な方々に対し、判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護し、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とした制度です。「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

■中土佐町における成年後見制度に関する現状

人口減少や高齢化の進行により、金銭管理や日常生活に支援が必要な高齢者等が増加していくことが推測されます。令和元年11月現在、町内居住で制度利用中の方は15名ですが、利用が必要な方がこの制度につながるには制度の周知啓発と権利擁護の担い手育成が必要です。下記は、成年後見制度を利用することが望ましい方について、中土佐町長が申立をした件数です。これまでは少数でしたが今後は増加が予測されます。

	H26	H27	H28	H29	H30	R元年 (2月末)
高齢者	0	2	1	0	0	0
障害者	0	1	0	0	1	1

■基本的な考え方・目標・基本方針

中土佐町成年後見制度利用促進計画は、促進法に基づき策定する計画であり成年後見制度の利用促進に関する政策に関する基本的な計画として位置づけ、課題解決に向けた施策を地域福祉計画と一体的かつ総合的に展開していきます。

目 標 町ぐるみの権利擁護の取り組みで、暮らしを支え合うことができる中土佐町をめざします

■具体的な施策・事業

平成25年度から取り組んできた権利擁護支援基盤を活用し、「権利擁護支援センター」を中核に置きながら、次の2点を基本方針として取り組みます。

- ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
- ② 権利擁護支援センターを中核機関として位置づけた活動展開

なお、今回の改正内容は、中土佐町ホームページに掲載予定です。<https://www.town.nakatosa.lg.jp/>

◆問い合わせ先

【中土佐町役場健康福祉課】TEL：0889-52-2662

【中土佐町社会福祉協議会】TEL：0889-52-2058

